

川合地区懇談会（川合地区市長懇談会）での主な意見と回答

日 時 平成25年11月7日（木）午後7時～

場 所 川合公民館

出席者 46人

可児市の道路整備により排水路が地下に潜り道路が広く利用でき大変便利になりました。

しかし、排水路がボックスになったことで中の状況が見えません。最近は局地的に大雨のゲリラ豪雨が発生していますが、土砂や障害物があれば十分な機能が働きません。川合排水路のボックス部分の点検や管理はどのようにされているのかお尋ねします。

- ・ 現在、ボックス部分を含めた排水路の点検は、市民のみなさまなどから異常情報を頂いた箇所を目視で確認し対応している状況です。
- ・ ご指摘のようにボックス部等の暗きょ部については、市民のみなさまが日頃直接目にするのがなく、開水路部に比べ異常箇所の発見が遅れると思われるます。
- ・ このため、暗きょ部について市で定期的に点検を実施する必要があると考えています。
- ・ 開きょ部については、地元での日常管理を引き続きお願いします。
- ・ なお、定期的な点検が困難な箇所においても、異常が心配される箇所については、ご要望を頂ければ適宜確認させて頂きたいと思えます。

川合地内から出るのに全部で6か所の交差点があります。このうち4箇所については、「みの」の交差点、「大東」の交差点など最近整備が完了しており、川合地区の住民も大変喜んでています。

あとの2箇所で、ひとつは「トップ1」東側にある喫茶「ミロ」交差点です。ここは昔から出にくいところであり、現状は個人の所有地に入り込んで通行している状況で、「安虎石材店」の方がフェンスなどを設置したら危険な交差点となります。改良することは無理でしょうか。

もう1箇所、市道103号線東出口は御嵩町で旧国道21号線に出ますが、東に出るのには問題はないかもしれませんが、西に右折するには大変危険な交差点です。可児市が改良することは出来ないとしても、市長と御嵩町長との話

し合いで早く改良していただくことは出来ないでしょうか。

喫茶「ミロ」付近の交差点（市道6号線と市道46号線（旧国道21号）の三叉路）

- ・当該交差点を、他の主要な交差点のように信号を設置するには、複数の家屋移転を含む大規模な交差点改良が必要と思われます。現在の鋭角な交差点を直角に近い交差点形状にするには、周辺の多くの家屋の移転が必要となり多額の費用がかかることから、難しいと考えます。
- ・地域での合意形成が必要であるが、その区間を一方通行とする、時間で通行禁止とするなどといった選択肢もあると考えます。

市道103号と旧国道21号の交差点

- ・なお本路線（市道103号線（御嵩町道106号線））につきましては、今年度、御嵩町に対しまして、道路改良をしていただくように要望しましたところ、前向きな回答をいただいております。用地の買収にも取り掛かっていただいております。事業を行うにあたっては、地域のみなさんのご協力が必要となります。

最近川合では、農家の高齢化により農地の管理が出来なくなって手放す方が多く、沢山の住宅が建ち開発が進んでおります。

このため、最近豪雨による冠水が、川合大排水のJR太多線第1川合踏切下をくぐる手前で発生してきております。なんとか農地の冠水で収まっておりますが住宅の軒下まで来るような状況であります。

今後益々開発が進むと思われますが、このままだと民家に被害が出る事が予想されます。太多線下の改良は難しいと聞いたことがありますが、今後どのようにすべきかお考えをお聞かせください。

- ・現在の市の雨水排水路整備は、可児市公共下水道雨水計画で定めている一定の基準（概ね5年に1度の確率で降る雨を流すことができる水路）に満たず、浸水被害が発生している箇所や、平成22年の7.15災害時や23年の9.20災害時の豪雨に際し、被害が発生している箇所から実施しております。
- ・ご質問を頂いた場所は、川合雨水幹線と呼んでいる排水路で、この排水路の雨水流下能力は、雨水計画基準に適合しています。
- ・このため、農地の冠水が起こっており排水路改修の必要性は認識しておりますが、床上浸水などの住宅に大きな被害が発生している箇所から優先的に実

施しております。

- ・市内には、多数の整備を要する排水路があり、また、多くの地元要望を頂いている中、限られた予算で優先順位を定めながら整備していますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

川合地内の開発に伴い、多くの児童が今渡北小に通うようになりました。川合東自治会及び川合南自治会の児童は市道103号線と市道5018号線を歩きます。歩道を造るほどの幅員がないので歩道を造ることは困難と思いますが、市内で見かけるようになりました「カラー舗装」を歩道にしていたら、少しでも児童の安全通学になるよう取り計らいをいただけないでしょうか。

- ・通学路のカラー舗装要望については、多くの自治会からご要望をいただいております。通学児童の人数、車の通行量、道路幅員などを考慮し、実施の順位を判断したいと考えておりますので、ご理解頂きますようよろしくお願いいたします。
- ・なお、カラー舗装のための歩道幅員を確保することにより、車道幅員が減少する場合がございますので、地域の皆様のご理解が必要となります。

川合地内の開発に伴い見通しの悪くなった交差点が出てきております。カーブミラーの設置要望をしてもなかなかつけてもらえません。優先順位があると思いますが1年にどのくらいの設置をしておられるのか教えてください。

- ・カーブミラーは、全ての地区からいただきました要望箇所について、防災安全課と現場を確認した上で、緊急度等を勘案して設置箇所を決定しております。
- ・ご質問の新設につきましては、例年10基程度となっておりますが、現在市では約1,200基のカーブミラーを管理しておりますので、こうしたカーブミラーが車両の接触や、強風などによる軽微な調整や修繕を日常的に実施しています。また、老朽化に伴う支柱や鏡面を更新するような本格的な修繕も年間10基程度行っております。

川合北自治会及び南自治会の一部の児童は今渡川合線の歩道を利用して通学していますが、(JR 太多線) 跨線橋手前で側道を横断して渡ります。この側道に横断の表示がなく大変危険であります。

横断歩道の表示をしていただき児童がここを渡ることが運転者にわかるようにしていただけないか、お伺いします。

- ・横断歩道の表示については、県公安委員会の所管です。
- ・本件要望については、所管の可児警察署に伝えたところであり、3月に行われる県の公安委員会で検討するとのこと。

可児市の中で自治会加入率が低いのが「川合」との話を聞きます。これはアパートが多いことによるものであり、一戸建ての加入率は良かったように思っておりましたが、最近一戸建ての方につきましても自治会を脱退する人や新規に家を建てた方で自治会に加入されない方が出てまいりました。

自治会に入ると行事に参加しなければいけない。自治会費がいる、役員をやらなければいけない、赤い羽根共同募金、公民館協力費、交通安全協力費等々のお金を出さなければいけない等の理由で入られません。

しかしながら自治会がなければゴミの収集場所の当番清掃、防犯灯の維持管理、集会所の維持管理、市からの連絡等出来なくなります。まして人間として一番大切な人との繋がりが無くなることは大変大きな問題であります。市では「自助・共助・公助」と地域のことは地域で協力して互いに助け合って良くして行きましようと呼びかけをされております。世の中が便利になりお金があれば隣りの方と関係なく生活ができるような、せちがらい時代になっております。

市長として今後どのようにしていくことが良いのかお考えをお聞かせください。

- ・以前は、地域の力を大切にする、地域で協働する、地域の活動に参加するといったことは、誰もが自然な形で行っていました。それは皆が、地域を良くすること自体が自分たちの事につながると自然に考えていたからだと思いません。
- ・しかし高度経済成長に伴って、働いてお金を稼ぐことが一番大切なことであり、税金を納めているのだから、自分のことも地域のことも全部行政でやってもらおうという考え方に変わってしまいました。
- ・国も地方も税収増に伴って、どんどん行政サービスを拡大させて、更には、地域や団体の活動よりも個人や家族で生活を重視する個人主義の風潮が拍車

をかけています。

- ・このことが自治会加入率低下の背景にあるのではないかと思います。
- ・一方、避けることのできない急速な少子高齢化に対し、地域福祉や防災対策において、全てを行政が担うことは不可能であり、地域で支える社会の仕組み、いわゆる共助の仕組みをつくっていくことが必要不可欠と考えます。
- ・何よりも、思いやりや絆といった日本の素晴らしい文化を引き継いでいけるのは地域コミュニティすなわち自治会、自治連合会であり、また、地域をリードし、地域全体の課題を解決する中心が自治会や自治連合会であり、新しい社会の仕組みをつくるうえで重要なパートナーであると認識しています。
- ・弱ってしまった地域コミュニティを再生し、自治会加入率を向上させるには、自治会自体が魅力のある存在になっていただくことが必要であると考えています。
- ・自治会や地域にはそれぞれに異なる伝統や文化、特性がある。それぞれがこういった地域の持つ強み、資源を活かしてぜひ魅力ある試みをスタートさせてほしいと願っています。
- ・例えば、下恵土地区では自治連合会を中心に「安全安心なまちづくり」が、地域を挙げて行われています。
- ・帷子や下恵土、桜ヶ丘地区では「キッズクラブ」が自治連合会長や自治会長などの声掛けにより、地域により運営されました。
- ・若葉台では地域住民が「若葉台高齢福祉連合会」を組織し、自治会と連携した高齢者の支え合い事業の推進に努められています。
- ・帷子、土田、桜ヶ丘、広見地区では青パトによる「防犯パトロール」が行われている。
- ・そのほか、「災害時における支援や救援に関する協定」を自治会と民間事業所等との間で結んだり、消防団OBによる「消防防災支援」を組織されたり、いじめ防止に対する地域の協力、地域福祉協力者や自主防災組織の活動など、多くの活動が地域の住民により行われています。
- ・また各地域では「公民館まつり」が開催されているが、こうした行事には子どもからお年寄りまで、地域の住民が集い、世代を超えた交流の機会となっています。
- ・こうした活動が地域の魅力を増やして、若い子育て世代の人たちなどにも自治会等の活動に目を向けるきっかけになるかと思います。
- ・市としては、自治会加入の拡大につながるこういった魅力ある活動を積極的に応援していきたいと考えています。

川合自治連合会では、「かにロードサポーター助成事業」に参加し川合地内の市道の清掃等をおこなっております。何年も続き可児市から頂く助成金で管理に必要な機器は整いました。

助成金はあくまで清掃や維持などの活動に要する資材の購入代金に使用することのように聞いておりますが、可児市との約束がしっかり守られ道路が管理されれば、助成金を委託費にさせていただきその助成金の使途についての規制を外していただきたい。そうなれば川合自治連合会活動にさらに有効に活用が出来るかと考えます。お答えをお願いします。

- ・「かにロードサポーター活動助成制度」は、良好な道路環境を維持するために、地域で活動される皆様を少しでも応援する趣旨で平成17年度に制定され、9年目を迎えました。
- ・活動の趣旨としては、自分の住んでいる家の前の道路も、自分たちが使うのであるので面倒をみていこうというものであり、市としてはそういった地域のボランティア活動を応援するために、必要な機材について助成をするということでご理解をいただきたい。
- ・このため、川合自治連合会のように活動に必要な資器材も整ってくると、ご提案のように「委託費で支出すれば使途は柔軟になり、自治会活動で有効に活用できるのではないか」とのご意見もあるかとは存じますが、委託事業として委託費を算出するとなると、その活動対象となっている路線の延長や、草刈りを行っていただく面積、道路状況などで算出する必要があり、算出方法が複雑となり非常に困難です。
- ・また、市としては活動そのものについては地域のボランティア活動として行っていただき、機材の調達に際して助成を行っていきたいと考えています。

川合地区の集合住宅について、下水道施設前の浄化槽式が相当数使用されています今日、夏場になりますと改良区の排水路付近の住民の方より異臭がする何とかしてほしいとの要望があります。

川合工区として住民の要望に応えるため必要の都度排水路の清掃を行い対処していますが、定数の削減により限られた人数で行うため、行き届かない箇所もあります。

今後事業を遂行していく上で、負担軽減策を念頭に集合住宅のオーナーに機会ある度に下水道への切替えをお願いすることが大切であると実感しています。最近ですが、集合住宅のオーナーで会社の社長様より、今まで浄化槽でしたが、可児市さんより何かと指導やらアドバイスをいただき、下水道に切替え

たとの連絡をいただきました。(その集合住宅は今年の夏に排水路を清掃した3棟の中の1棟でした。)

『可児市が進めておられる下水道100%達成施策について』

- ・浄化槽タイプの集合住宅に対する下水道化の勧奨・奨励
- ・集合住宅に対する対応で、指導とアドバイスの内容

はどのようにされていますか。

- ・未接続の問題は、可児市に限らず全国の下水道事業者が抱える課題であると思います。市としては、定期的に接続の啓発ハガキの送付や訪問啓発などを行っています。
- ・平成23年度には市内全域で、下水道未接続の家屋、事業所および集合住宅について、一斉に啓発文書を送付しました。
- ・接続を促進するために、トイレの改造や接続にかかる費用の利子を補給する制度も設けています。
- ・アンケートをとったところ、経済的事由により接続が困難という回答が多く、啓発をしてもなかなかすぐに接続していただけない状況です。
- ・特に単独浄化槽については、夏場には悪臭の原因ともなります。単独浄化槽、殊に水量の多い集合住宅を中心に、文書による啓発に加え、電話、訪問等による啓発を積極的に進めていきます。

川合地区の農業用排水路にプレハブ方式が相当数設置されており、逐次改修工事が成されていますが、全完了までには相当の時間を要すると思います。

当地区も宅地開発が進み、工区の農地面積の割合が減少傾向にあり、それに伴って補助金が算定されるとのことですので、限られた人員と予算内で事業運営が要求されます。

日常業務を行う上で改修された排水路・家屋連帯地域の排水路など市へ移管したほうが良いと思える箇所が散見されます。

『可児市の土地改良設備の受け入れ方針について』

- ・改修完了排水路及び家屋連帯地域の排水路
- ・改良区設備の受け入れ

について、どのようなお考えでしょうか。

- ・土地改良法では、「土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によって生じた土地改良施設があるときは、その施設を管理する。」よう定められており、可児土地改良区の定款においても同様の規定があ

ります。

- このため、家屋連担している地域であっても、土地改良施設は原則として土地改良区で管理いただきたいと考えます。
- ただし、公共下水道雨水計画に位置付けされている排水路については、改修が完了後、市が移管を受けます。ただし、この場合でも幹線排水路を除き、日常管理は地域、関係者で対応いただきたいと思います。